

<p>全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国个人所得税法》的决定 (2018年8月31日第十三届全国人民代表大会常务委员会第五次会议通过)</p> <p>第十三届全国人民代表大会常务委员会第五次会议决定对《中华人民共和国个人所得税法》作如下修改:</p> <p>一、将第一条修改为:“在中国境内有住所,或者无住所而一个纳税年度内在中国境内居住累计满一百八十三天的个人,为居民个人。居民个人从中国境内和境外取得的所得,依照本法规定缴纳个人所得税。</p> <p>“在中国境内无住所又不居住,或者无住所而一个纳税年度内在中国境内居住累计不满一百八十三天的个人,为非居民个人。非居民个人从中国境内取得的所得,依照本法规定缴纳个人所得税。</p> <p>“纳税年度,自公历一月一日起至十二月三十一日止。”</p> <p>二、将第二条修改为:“下列各项个人所得,应当缴纳个人所得税:</p> <p>“ (一) 工资、薪金所得; “ (二) 劳务报酬所得; “ (三) 稿酬所得; “ (四) 特许权使用费所得; “ (五) 经营所得; “ (六) 利息、股息、红利所得; “ (七) 财产租赁所得; “ (八) 财产转让所得; “ (九) 偶然所得。</p> <p>“居民个人取得前款第一项至第四项所得(以下称综合所得),按纳税年度合并计算个人所得税;非居民个人取得前款第一项至第四项所得,按月或者按次分项计算个人所得税。纳税人取得前款第五项至第九项所得,依照本法规定分别计算个人所得税。”</p> <p>三、将第三条修改为:“个人所得税的税率:</p> <p>“ (一) 综合所得,适用百分之三至百分之四十五的超额累进税率(税率表附后);</p>	<p>全国人民代表大会常務委員会:《中華人民共和國個人所得稅法》改定に関する決定 (2018年8月31日第13期全国人民代表大会常務委員会第五回會議通過)</p> <p>第13期全国人民代表大会常務委員会第五回會議は、《中華人民共和國個人所得稅法》についての以下の通りの改定を決定した:</p> <p>一、第一条を以下の通り改定する:「中国国内に住所を有する、あるいは住所を有さないが一納税年度内の中国国内の居住が累計で満183日の個人を居住者個人とする。居住者個人が中国国内および国外から取得する所得は、本法の規定に基づき個人所得税を納付する。</p> <p>中国国内に住所を有さずまた居住していない、あるいは住所を有さず一納税年度内の中国国内の居住が累計で183日に満たない個人を非居住者個人とする。非居住者個人が中国国内から取得する所得は、本法の規定に基づき個人所得税を納付する。</p> <p>納税年度とは、西暦1月1日より12月31日までとする。」</p> <p>二、第二条を以下の通り改定する:「以下の各種個人所得は、個人所得税を納付しなければならない:</p> <p>(一) 賃金・給与所得; (二) 役務報酬所得; (三) 原稿報酬所得; (四) 特許権使用料所得; (五) 経営所得; (六) 利息・配当・特別配当所得; (七) 財産賃貸所得; (八) 財産譲渡所得; (九) 偶発所得。</p> <p>居住者個人が取得した前款第一項より第四項の所得(以下「総合所得」)は、納税年度毎に合算して個人所得税を計算する;非居住者個人が取得した前款第一項より第四項の所得は、月毎あるいは一回毎に種類別に個人所得税を計算する。納税者が取得した前款第五項より第九項の所得は、本法の規定に基づきそれぞれ個人所得税を計算する。」</p> <p>三、第三条を以下の通り改定する:「個人所得税の税率:</p> <p>(一) 総合所得は、3%から45%の超過累進税率を適用する(税率表は後に添付);</p>
---	--

<p>“（二）经营所得，适用百分之五至百分之三十五的超额累进税率（税率表附后）；</p> <p>“（三）利息、股息、红利所得，财产租赁所得，财产转让所得和偶然所得，适用比例税率，税率为百分之二十。”</p> <p>四、将第四条中的“免纳”修改为“免征”。</p> <p>在第六项中的“复员费”后增加“退役金”。</p> <p>将第七项中的“退休工资、离休工资”修改为“基本养老金或者退休费、离休费”。</p> <p>删除第八项中的“我国”。</p> <p>将第十项修改为：“国务院规定的其他免税所得。”</p> <p>增加一款，作为第二款：“前款第十项免税规定，由国务院报全国人民代表大会常务委员会备案。”</p> <p>五、将第五条修改为：“有下列情形之一的，可以减征个人所得税，具体幅度和期限，由省、自治区、直辖市人民政府规定，并报同级人民代表大会常务委员会备案：</p> <p>“（一）残疾、孤老人员和烈属的所得；</p> <p>“（二）因自然灾害遭受重大损失的。</p> <p>“国务院可以规定其他减税情形，报全国人民代表大会常务委员会备案。”</p> <p>六、将第六条修改为：“应纳税所得额的计算：</p> <p>“（一）居民个人的综合所得，以每一纳税年度的收入额减除费用六万元以及专项扣除、专项附加扣除和依法确定的其他扣除后的余额，为应纳税所得额。</p> <p>“（二）非居民个人的工资、薪金所得，以每月收入额减除费用五千元后的余额为应纳税所得额；劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得，以每次收入额为应纳税所得额。</p> <p>“（三）经营所得，以每一纳税年度的收入总额减除成本、费用以及损失后的余额，为应纳税所得额。</p> <p>“（四）财产租赁所得，每次收入不超过四千元的，减除费用八百元；四千元以上</p>	<p>（二）經營所得は、5%から35%の超過累進税率を適用する（税率表は後に添付）；</p> <p>（三）利息・配当・特別配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得および偶発所得は、比例税率を適用し、税率は20%とする。」</p> <p>四、第四条の「納付免除」を「徴収免除」に改定する。</p> <p>第六項の「復員費」の後に「退役金」を追加する。</p> <p>第七項の「定年退職賃金・離職休養賃金」を「基本養老金あるいは定年退職金・離職休養金」に改定する。</p> <p>第八項の「我が国」を削除する。</p> <p>第十項を以下の通り改定する：「国务院が規定するその他免税所得。」</p> <p>一款を追加し、第二款とする：「前款第十項の免税規定は、国务院が全国人民代表大会常务委员会に報告して備案する。」</p> <p>五、第五条を以下の通り改定する：「以下の状況のいずれかが存在する場合、個人所得税を軽減して徴収することができ、具体的な程度および期限は、省・自治区・直辖市人民政府が規定し、併せて同級人民代表大会常务委员会に報告して備案する：</p> <p>（一）身体障害者・一人暮らしの老人および戦死軍人遺族の所得；</p> <p>（二）自然災害により重大な損失がもたらされた場合。</p> <p>国务院は、その他の減免する場合を規定することができ、全国人民代表大会常务委员会に報告して備案する。」</p> <p>六、第六条を以下の通り改定する：「課税所得額の計算は以下の通りである：</p> <p>（一）居住者個人の総合所得は、毎納税年度の収入額から費用として60,000元および専項控除・専項附加控除および法に基づき定めるその他控除を控除した後の残額を課税所得額とする。</p> <p>（二）非居住者個人の賃金・給与所得は、毎月の収入額から費用として5,000元を控除した後の残額を課税所得額とする；役務報酬所得・原稿報酬所得・特許権使用料所得は、一回毎の収入額を課税所得額とする。</p> <p>（三）經營所得は、毎納税年度の収入総額から原価・費用および損失を控除した後の残額を課税所得額とする。</p> <p>（四）財産賃貸所得は、一回毎の収入が4,000元を超えない場合、費用として800</p>
--	---

的，减除百分之二十的费用，其余额为应纳税所得额。

“（五）财产转让所得，以转让财产的收入额减除财产原值和合理费用后的余额，为应纳税所得额。

“（六）利息、股息、红利所得和偶然所得，以每次收入额为应纳税所得额。

“劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得以收入减除百分之二十的费用后的余额为收入额。稿酬所得的收入额减按百分之七十计算。

“个人将其所得对教育、扶贫、济困等公益慈善事业进行捐赠，捐赠额未超过纳税人申报的应纳税所得额百分之三十的部分，可以从其应纳税所得额中扣除；国务院规定对公益慈善事业捐赠实行全额税前扣除的，从其规定。

“本条第一款第一项规定的专项扣除，包括居民个人按照国家规定的范围和标准缴纳的基本养老保险、基本医疗保险、失业保险等社会保险费和住房公积金等；专项附加扣除，包括子女教育、继续教育、大病医疗、住房贷款利息或者住房租金、赡养老人等支出，具体范围、标准和实施步骤由国务院确定，并报全国人民代表大会常务委员会备案。”

七、将第七条修改为：“居民个人从中国境外取得的所得，可以从其应纳税额中抵免已在境外缴纳的个人所得税税额，但抵免额不得超过该纳税人境外所得依照本法规定计算的应纳税额。”

八、增加一条，作为第八条：“有下列情形之一的，税务机关有权按照合理方法进行纳税调整：

“（一）个人与其关联方之间的业务往来不符合独立交易原则而减少本人或者其关联方应纳税额，且无正当理由；

“（二）居民个人控制的，或者居民个人和居民企业共同控制的设立在实际税负明显偏低的国家（地区）的企业，无合理经营

元を控除する；4,000元以上の場合、費用として20%を控除し、その残額を課税所得額とする。

（五）財産譲渡所得は、譲渡財産の収入額から財産原価および合理的な費用を控除した後の残額を課税所得額とする。

（六）利息・配当・特別配当所得および偶発所得は、一回毎の収入額を課税所得額とする。

役務報酬所得・原稿報酬所得・特許権使用料所得は、収入から20%の費用を控除した後の残額を収入額とする。原稿報酬所得の収入額は、70%に減じて計算する。

個人がその所得を教育・貧困者扶助・困難救済などの公益慈善事業に寄贈した場合、寄贈額のうち納税者の申告課税所得額の30%を超過しない部分は、課税所得額から控除することができる；国务院が公益慈善事業への寄贈に対して全額税前控除の実行を規定している場合、その規定に従う。

本条第一款第一項が規定する専項控除は、居住者個人が国家の規定する範囲および基準に基づき納付する基本養老保険・基本医療保険・失業保険などの社会保険料および住宅積立金などを含む；専項付加控除は、子女教育・生涯教育・重病医療・住宅ローンの利息あるいは住宅賃料・老人扶養などの支出を含み、具体的な範囲・基準および実施手順は、国务院が確定し、併せて全国人民代表大会常務委員会に報告して備案する。」

七、第七条を以下の通り改定する：「居住者個人が中国国外から取得する所得は、その納税額から国外ですでに納付している個人所得税額を控除することができるが、控除額は当該納税者の国外所得に対して本法の規定に基づき計算する納税額を超えてはならない。」

八、一条を追加し、第八条とする；「以下の状況のいずれかが存在する場合、税務機関は合理的な方法に基づき納税調整を行う権利を有する：

（一）個人とその関係者間の業務取引が、独立取引原則に合致せず、本人あるいはその関係者の納税額を減少させており、かつ正当な理由がない場合；

（二）居住者個人が支配あるいは居住者個人および居住者企業が共同で支配する、実際の税務負担が明らかに軽い国家（地区）

<p>需要，对应当归属于居民个人的利润不作分配或者减少分配；</p> <p>“（三）个人实施其他不具有合理商业目的的安排而获取不当税收利益。</p> <p>“税务机关依照前款规定作出纳税调整，需要补征税款的，应当补征税款，并依法加收利息。”</p> <p>九、将第八条改为两条，分别作为第九条、第十条，修改为：</p> <p>“第九条 个人所得税以所得人为纳税人，以支付所得的单位或者个人为扣缴义务人。</p> <p>“纳税人有中国公民身份号码的，以中国公民身份号码为纳税人识别号；纳税人没有中国公民身份号码的，由税务机关赋予其纳税人识别号。扣缴义务人扣缴税款时，纳税人应当向扣缴义务人提供纳税人识别号。</p> <p>“第十条 有下列情形之一的，纳税人应当依法办理纳税申报：</p> <p>“（一）取得综合所得需要办理汇算清缴；</p> <p>“（二）取得应税所得没有扣缴义务人；</p> <p>“（三）取得应税所得，扣缴义务人未扣缴税款；</p> <p>“（四）取得境外所得；</p> <p>“（五）因移居境外注销中国户籍；</p> <p>“（六）非居民个人在中国境内从两处以上取得工资、薪金所得；</p> <p>“（七）国务院规定的其他情形。</p> <p>“扣缴义务人应当按照国家规定办理全员全额扣缴申报，并向纳税人提供其个人所得和已扣缴税款等信息。”</p> <p>十、将第九条改为四条，分别作为第十一条、第十二条、第十三条、第十四条，修改为：</p> <p>“第十一条 居民个人取得综合所得，</p>	<p>に設立された企業が、合理的な経営ニーズがなく、居住者個人に帰属する利益を分配していないあるいは減少させて分配している場合；</p> <p>（三）個人がその他の合理的な商業目的がない計画を実施して不当な税收利益を獲得している場合。</p> <p>税務機関が前項の規定に基づき納税調整を行い、追徴課税が必要となった場合、税金を追徴し、併せて法に基づき利息を加算して徴収しなければならない。」</p> <p>九、第八条を二条に分け、それぞれ第九条・第十条とし、以下の通り改定する：</p> <p>「第九条 個人所得税は、所得者を納税者とし、所得を支払う単位あるいは個人を源泉徴収義務者とする。</p> <p>納税者が中国公民身分証の番号を有する場合、中国公民身分証の番号を納税者識別番号とする；納税者が中国公民身分証の番号を有していない場合、税務機関が納税者識別番号を賦与する。源泉徴収義務者が源泉徴収する場合、納税者は源泉徴収義務者に納税者識別番号を提供しなければならない。</p> <p>第十条 以下の状況のいずれかが存在する場合、納税者は法に基づき納税申告を行わなければならない：</p> <p>（一）取得した総合所得について、確定申告を行う必要がある場合；</p> <p>（二）取得した課税所得について、源泉徴収義務者がいない場合；</p> <p>（三）取得した課税所得について、源泉徴収義務者が源泉徴収を行っていない場合；</p> <p>（四）国外所得を取得した場合；</p> <p>（五）国外移転により中国の戸籍を取り消した場合；</p> <p>（六）非居住者個人が中国国内において2ヶ所以上から賃金・給与所得を取得した場合；</p> <p>（七）国务院が規定するその他の状況。</p> <p>源泉徴収義務者は、国家の規定に基づき全員・全額の源泉徴収申告を行い、併せて納税者にその個人所得および控除済税金などの情報を提供しなければならない。」</p> <p>十、第九条を四条に分け、それぞれ第十一条・第十二条・第十三条・第十四条とし、以下の通り改定する：</p> <p>「第十一条 居住者個人が取得した総合</p>
--	---

按年计算个人所得税；有扣缴义务人的，由扣缴义务人按月或者按次预扣预缴税款；需要办理汇算清缴的，应当在取得所得的次年三月一日至六月三十日内办理汇算清缴。预扣预缴办法由国务院税务主管部门制定。

“居民个人向扣缴义务人提供专项附加扣除信息的，扣缴义务人按月预扣预缴税款时应当按照规定予以扣除，不得拒绝。

“非居民个人取得工资、薪金所得，劳务报酬所得，稿酬所得和特许权使用费所得，有扣缴义务人的，由扣缴义务人按月或者按次代扣代缴税款，不办理汇算清缴。

“第十二条 纳税人取得经营所得，按年计算个人所得税，由纳税人在月度或者季度终了后十五日内向税务机关报送纳税申报表，并预缴税款；在取得所得的次年三月三十一日前办理汇算清缴。

“纳税人取得利息、股息、红利所得，财产租赁所得，财产转让所得和偶然所得，按月或者按次计算个人所得税，有扣缴义务人的，由扣缴义务人按月或者按次代扣代缴税款。

“第十三条 纳税人取得应税所得没有扣缴义务人的，应当在取得所得的次月十五日内向税务机关报送纳税申报表，并缴纳税款。

“纳税人取得应税所得，扣缴义务人未扣缴税款的，纳税人应当在取得所得的次年六月三十日前，缴纳税款；税务机关通知限期缴纳的，纳税人应当按照期限缴纳税款。

“居民个人从中国境外取得所得的，应当在取得所得的次年三月一日至六月三十日内申报纳税。

“非居民个人在中国境内从两处以上取得工资、薪金所得的，应当在取得所得的次月十五日内申报纳税。

所得は、年毎に個人所得税を計算する；源泉徴収義務者がいる場合、源泉徴収義務者が月毎あるいは一回毎に源泉徴収して税金を予納する；確定申告を行う必要がある場合、所得取得の翌年3月1日より6月30日以内に確定申告を行わなければならない。源泉徴収・予納弁法は、国务院税务主管部门が制定する。

居住者個人が源泉徴収義務者に専項付加控除の情報を提供した場合、源泉徴収義務者は月毎に源泉徴収して税金を予納する際に、規定に基づき控除しなければならず、拒絶してはならない。

非居住者個人が取得した賃金・給与所得、役務報酬所得・原稿報酬所得および特許権使用料所得は、源泉徴収義務者がいる場合、源泉徴収義務者が月毎あるいは一回毎に代理で源泉徴収して税金を代理納付し、確定申告は行わない。

第十二条 納税者が取得した経営所得は、年毎に個人所得税を計算し、納税者が月あるいは四半期終了後15日以内に税務機関に納税申告表を送信・報告し、併せて税金を予納する；所得取得の翌年3月31日までに確定申告を行う。

納税者が取得した利息・配当・特別配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得および偶発所得は、月毎あるいは一回毎に個人所得税を計算し、源泉徴収義務者がいる場合、源泉徴収義務者が月毎あるいは一回毎に代理で源泉徴収して税金を代理納付する。

第十三条 納税者が取得した課税所得について、源泉徴収義務者がいない場合、所得取得の翌月15日以内に税務機関に納税申告表を送信・報告し、併せて税金を納付しなければならない。

納税者が取得した課税所得について、源泉徴収義務者が源泉徴収を行っていない場合、所得取得の翌年6月30日までに税金を納付しなければならない；税務機関が納付期限を通知した場合、納税者は期限に従い税金を納付しなければならない。

居住者個人が中国国外から所得を取得した場合、所得取得の翌年3月1日より6月30日以内に申告・納税しなければならない。

非居住者個人が中国国内において2ヶ所以上から賃金・給与所得を取得した場合、所得取得の翌月15日以内に申告・納税しなければならない。

<p>“纳税人因移居境外注销中国户籍的，应当在注销中国户籍前办理税款清算。</p> <p>“第十四条 扣缴义务人每月或者每次预扣、代扣的税款，应当在次月十五日内缴入国库，并向税务机关报送扣缴个人所得税申报表。</p> <p>“纳税人办理汇算清缴退税或者扣缴义务人为纳税人办理汇算清缴退税的，税务机关审核后，按照国库管理的有关规定办理退税。”</p> <p>十一、增加一条，作为第十五条：“公安、人民银行、金融监督管理等相关部门应当协助税务机关确认纳税人的身份、金融账户信息。教育、卫生、医疗保障、民政、人力资源社会保障、住房城乡建设、公安、人民银行、金融监督管理等相关部门应当向税务机关提供纳税人子女教育、继续教育、大病医疗、住房贷款利息、住房租金、赡养老人等专项附加扣除信息。</p> <p>“个人转让不动产的，税务机关应当根据不动产登记等相关信息核验应缴的个人所得税，登记机构办理转移登记时，应当查验与该不动产转让相关的个人所得税的完税凭证。个人转让股权办理变更登记的，市场主体登记机构应当查验与该股权交易相关的个人所得税的完税凭证。</p> <p>“有关部门依法将纳税人、扣缴义务人遵守本法的情况纳入信用信息系统，并实施联合激励或者惩戒。”</p> <p>十二、将第十条改为第十六条，修改为：“各项所得的计算，以人民币为单位。所得为人民币以外的货币的，按照人民币汇率中间价折合成人民币缴纳税款。”</p> <p>十三、将第十二条改为第十八条，修改为：“对储蓄存款利息所得开征、减征、停征个人所得税及其具体办法，由国务院规定，并报全国人民代表大会常务委员会备案。”</p>	<p>納税者が国外移転により中国の戸籍を取り消した場合、中国の戸籍取消前までに税金清算を行わなければならない。</p> <p>第十四条 源泉徴収義務者が毎月あるいは一回毎に源泉徴収・代理控除する税金は、翌月 15 日以内に国庫に納入し、併せて税務機関に個人所得税控除申告表を送付・報告しなければならない。</p> <p>納税者が確定申告を行い税金が還付されるあるいは源泉徴収義務者が納税者のために確定申告を行い税金が還付される場合、税務機関の審査後、国庫管理の関連規定に基づき税金還付を行う。」</p> <p>十一、一条を追加し、第十五条とする：「公安・人民銀行・金融監督管理などの関連部門は、税務機関の納税者の身分・金融口座情報の確認に協力しなければならない。教育・衛生・医療保障・民政・人力資源社会保障・住宅都市農村建設・公安・人民銀行・金融監督管理などの関連部門は、税務機関に納税者の子女教育・生涯教育・重病医療・住宅ローンの利息あるいは住宅賃料・老人扶養などの専項付加控除の情報を提供しなければならない。</p> <p>個人が不動産を譲渡した場合、税務機関は不動産登記などの関連情報に基づき納付すべき個人所得税を検査しなければならない。登記機関は移転登記を行う際、当該不動産譲渡に係る個人所得税の完納証憑を検査しなければならない。個人が持分譲渡により変更登記を行う場合、市場主体登記機関は、当該持分取引に係る個人所得税の完納証憑を検査しなければならない。</p> <p>関連部門は、法に基づき納税者・源泉徴収義務者による本法遵守の状況を信用情報システムに組み入れ、併せて連合奨励あるいは懲戒を実施する。」</p> <p>十二、第十条を第十六条に変更し、以下の通り改定する：「各種所得の計算は、人民元を単位とする。所得が人民元以外の通貨である場合、人民元レート仲値に基づき人民元に換算のうえ税金を納付する。」</p> <p>十三、第十二条を第十八条に変更し、以下の通り改定する：「貯蓄預金の利息所得に対する個人所得税の徴収開始・徴収軽減・徴収停止およびその具体的な弁法は、國務院が規定し、併せて全国人民代表大会常務委</p>
--	---

<p>十四、增加一条，作为第十九条：“纳税人、扣缴义务人和税务机关及其工作人员违反本法规定的，依照《中华人民共和国税收征收管理法》和有关法律法规的规定追究法律责任。”</p> <p>十五、将第十三条改为第二十条，修改为：“个人所得税的征收管理，依照本法和《中华人民共和国税收征收管理法》的规定执行。”</p> <p>十六、将个人所得税税率表一（工资、薪金所得适用）修改为：                  个人所得税税率表一                  （综合所得适用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>级数</th> <th>全年应纳税所得额</th> <th>税率（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>不超过36000元的</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>超过36000元至144000元的部分</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>超过144000元至300000元的部分</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>超过300000元至420000元的部分</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>超过420000元至660000元的部分</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>超过660000元至960000元的部分</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>超过960000元的部分</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1：本表所称全年应纳税所得额是指依照本法第六条的规定，居民个人取得综合所得以每一纳税年度收入额减除费用六万元以及专项扣除、专项附加扣除和依法确定的其他扣除后的余额。</p> <p>注2：非居民个人取得工资、薪金所得，劳务报酬所得，稿酬所得和特许权使用费所得，依照本表按月换算后计算应纳税额。）</p> <p>十七、将个人所得税税率表二（个体工商户的生产、经营所得和对企事业单位的承包经营、承租经营所得适用）修改为：                  个人所得税税率表二                  （经营所得适用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>级数</th> <th>全年应纳税所得额</th> <th>税率（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>不超过30000元的</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>超过30000元至90000元的部分</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>超过90000元至300000元的部分</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>超过300000元至500000元的部分</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>超过500000元的部分</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	级数	全年应纳税所得额	税率（%）	1	不超过36000元的	3	2	超过36000元至144000元的部分	10	3	超过144000元至300000元的部分	20	4	超过300000元至420000元的部分	25	5	超过420000元至660000元的部分	30	6	超过660000元至960000元的部分	35	7	超过960000元的部分	45	级数	全年应纳税所得额	税率（%）	1	不超过30000元的	5	2	超过30000元至90000元的部分	10	3	超过90000元至300000元的部分	20	4	超过300000元至500000元的部分	30	5	超过500000元的部分	35	<p>員会に報告して備案する。」</p> <p>十四、一条を追加し、第十九条とする：「納税者・源泉徴収義務者および税務機関およびその職員が本法の規定に違反した場合、《中華人民共和国税収徴収管理法》および関連法律・法規の規定に基づき法的責任を追究する。」</p> <p>十五、第十三条を第二十条に変更し、以下の通り改定する：「个人所得税の徴収管理は、本法および《中華人民共和国税収徴収管理法》の規定に基づき執行する。」</p> <p>十六、個人所得税税率表一（賃金・給与所得に適用）は、以下の通り改定する：                  個人所得税税率表一                  （総合所得に適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>年間課税所得額</th> <th>税率（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>36,000 元を超えない場合</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>36,000 元超～144,000 元の部分</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>144,000 元超～300,000 元の部分</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>300,000 元超～420,000 元の部分</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>420,000 元超～660,000 元の部分</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>660,000 元超～960,000 元の部分</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>960,000 元を超える部分</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1：本表でいう年間課税所得額とは、本法第六条の規定に基づき、居住者個人が取得した総合所得について、毎納税年度の収入額から費用として60,000元および専項控除・専項付加控除および法に基づき定めるその他控除を控除した後の残額を指す。</p> <p>注2：非居住者個人が取得した賃金・給与所得、役務報酬所得・原稿報酬所得および特許権使用料所得は、本表に基づき月次換算後、納税額を計算する。）</p> <p>十七、個人所得税税率表二（個人工商業者の生産・経営所得および企業・事業単位に対する請負経営・リース経営所得に適用）は、以下の通り改定する：                  個人所得税税率表二                  （経営所得に適用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>年間課税所得額</th> <th>税率（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>30,000 元を超えない場合</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>30,000 元超～90,000 元の部分</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>90,000 元超～300,000 元の部分</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>300,000 元超～500,000 元の部分</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>500,000 元を超える部分</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	段階	年間課税所得額	税率（%）	1	36,000 元を超えない場合	3	2	36,000 元超～144,000 元の部分	10	3	144,000 元超～300,000 元の部分	20	4	300,000 元超～420,000 元の部分	25	5	420,000 元超～660,000 元の部分	30	6	660,000 元超～960,000 元の部分	35	7	960,000 元を超える部分	45	段階	年間課税所得額	税率（%）	1	30,000 元を超えない場合	5	2	30,000 元超～90,000 元の部分	10	3	90,000 元超～300,000 元の部分	20	4	300,000 元超～500,000 元の部分	30	5	500,000 元を超える部分	35
级数	全年应纳税所得额	税率（%）																																																																																			
1	不超过36000元的	3																																																																																			
2	超过36000元至144000元的部分	10																																																																																			
3	超过144000元至300000元的部分	20																																																																																			
4	超过300000元至420000元的部分	25																																																																																			
5	超过420000元至660000元的部分	30																																																																																			
6	超过660000元至960000元的部分	35																																																																																			
7	超过960000元的部分	45																																																																																			
级数	全年应纳税所得额	税率（%）																																																																																			
1	不超过30000元的	5																																																																																			
2	超过30000元至90000元的部分	10																																																																																			
3	超过90000元至300000元的部分	20																																																																																			
4	超过300000元至500000元的部分	30																																																																																			
5	超过500000元的部分	35																																																																																			
段階	年間課税所得額	税率（%）																																																																																			
1	36,000 元を超えない場合	3																																																																																			
2	36,000 元超～144,000 元の部分	10																																																																																			
3	144,000 元超～300,000 元の部分	20																																																																																			
4	300,000 元超～420,000 元の部分	25																																																																																			
5	420,000 元超～660,000 元の部分	30																																																																																			
6	660,000 元超～960,000 元の部分	35																																																																																			
7	960,000 元を超える部分	45																																																																																			
段階	年間課税所得額	税率（%）																																																																																			
1	30,000 元を超えない場合	5																																																																																			
2	30,000 元超～90,000 元の部分	10																																																																																			
3	90,000 元超～300,000 元の部分	20																																																																																			
4	300,000 元超～500,000 元の部分	30																																																																																			
5	500,000 元を超える部分	35																																																																																			

<p>(注:本表所称全年应纳税所得额是指依照本法第六条的规定,以每一纳税年度的收入总额减除成本、费用以及损失后的余额。)</p> <p>此外,对条文顺序作了相应调整。</p> <p>本决定自2019年1月1日起施行。</p> <p>自2018年10月1日至2018年12月31日,纳税人的工资、薪金所得,先行以每月收入额减除费用五千元以及专项扣除和依法确定的其他扣除后的余额为应纳税所得额,依照本决定第十六条的个人所得税税率表一(综合所得适用)按月换算后计算缴纳税款,并不再扣除附加减除费用;个体工商户的生产、经营所得,对企事业单位的承包经营、承租经营所得,先行依照本决定第十七条的个人所得税税率表二(经营所得适用)计算缴纳税款。</p> <p>《中华人民共和国个人所得税法》根据本决定作相应修改,重新公布。</p>	<p>(注:本表でいう年間課税所得額とは、本法第六条の規定に基づき、毎納税年度の収入総額から原価・費用および損失を控除した後の残額を指す。)</p> <p>このほか、条文の順序を相応して調整する。</p> <p>本決定は、2019年1月1日より施行する。</p> <p>2018年10月1日より2018年12月31日まで、納税者の賃金・給与所得は先行して、毎月の収入額から費用として5,000元および専項控除および法に基づき定めるその他控除を控除した残額を課税所得額として、本決定第十六条の個人所得稅稅率表一(綜合所得に適用)に基づき月次換算後、税金を計算・納付し、今後、付加控除費用は控除しない;個人工商業者の生産・經營所得、企業・事業單位に対する請負經營・リース經營所得は先行して、本決定第十七条の個人所得稅稅率表二(經營所得に適用)に基づき税金を計算・納付する。</p> <p>《中華人民共和國個人所得稅》は、本決定に基づき相応して改定し、改めて公布する。</p>
--	---